

北海道告示第11224号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月30日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 子育て支援対策事業 幼稚園等において、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として予算の範囲内で補助する。</p>				<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課</p>		
<p>(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。</p>	<p>道内に幼稚園等を設置する学校法人、社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)、市町村等</p>	<p>(1) 遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の整備に要する経費(短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品、遊具等の修繕や改修工事及び大規模な工事を伴うものを除く。学校法人及び社会福祉法人に限る。) (2) 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要な保健衛生用品(子供用マスク、消毒液、空気清浄機等)や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な増し経費(人件費(預かり保育を実施したことにかかる経費に限る。)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)</p>	<p>(1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園、又は交付決定年度の翌年度の4月1日から認定こども園に移行する幼稚園の場合は2分の1以内 上記以外の幼稚園の場合は3分の1以内 (2) 10分の10以内</p>					

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>(2) 認定こども園等の業務体制への支援 認定こども園等への移行に係る事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子供を安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。</p>	<p>道内に幼稚園を設置する学校法人等</p>	<p>(1) 認定こども園又は施設型給付費の支給を受ける幼稚園への移行に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等</p> <p>(2) 登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等</p>	<p>2分の1以内</p>					
<p>(3) 園務改善のためのICT化支援 幼稚園の教職員の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務等について、ICT化を支援し、園務改善のための支援システムの導入を促進することを目的とする。</p>	<p>道内に幼稚園、幼稚園型認定こども園を設置する学校法人、市町村</p>	<p>園務改善に資するICT化に必要な情報システム導入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。 また、園務改善に資するICT化にあたり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や、消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とする。</p>	<p>4分の3以内</p>					